九州大学井尻寮 自治会規約

寮生大会承認:2010年6月17日

施行:2010年6月18日

最終改正:2014年1月9日

九州大学井尻寮自治会

第1章 総則

第1条 本会は、九州大学井尻寮自治会と称する。

第2条 本会は、寮生の自主運営による、よりよい学生生活と生活共同体の場の創造を目的とする。

第3条 本会は、九州大学井尻寮の全寮生をもって構成する。

第2章 寮生の義務

第4条 寮生は以下の義務を負う。

- 1. 九州大学学生寄宿舎規則を遵守すること
- 2. 寮生大会へ参加すること
- 3. その他寮の行事に参加すること
- 4. 寮務委員会の決定に従うこと

第3章 機関

第5条 本会は、第2条の目的達成のため、次の諸機関を設置する。

寮生大会

寮務委員会

階集会

第4章 寮生大会

第6条 本会は、全寮生で組織する寮生大会をもって最高議決機関とする。

第7条 寮生大会は、下記の諸条件によって開かれる。

- 1. 寮務委員会がこれを必要と認めたとき。
- 2. 寮生の3分の1以上の署名要求があったとき。

第8条 寮生大会の告示は、原則として7日以前とする。

第9条 寮生大会は、全寮生の5分の3以上の出席をもって成立し、大会の決議は出席者の過半数を必要とする。なお、寮生の出席に関する委任は、これを認めない。

第10条

- 1 寮生大会には、専任の議長、副議長および書記各1名を設置する。ただし寮務委員はこれを兼務できない。
- 2 議長は、寮生大会を招集し、寮生大会の議事をつかさどる。
- 3 副議長は、議長を補佐し、事故あるときはこれに代わる。
- 4 書記は、寮生大会の議事を記録する。
- 5 議長、副議長および書記は、寮生大会で選出する。選挙に関する細則は、別にこれを定める。
- 6 議長、副議長および書記の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 7 議長は寮生大会の議事録を寮生大会開催の日から7日以内に寮生に公表しなければならない。

第11条 寮生大会は、下記の事項に関し審議する。

- 1. 寮自治会規約の決定、改正に関する件
- 2. 綱領、宣言に関する件
- 3. 寮生の賞罰に関する件
- 4. 寮自治会の予算、決算に関する件

- 5. 寮自治会細則に関する件
- 6. 寮務委員会副委員長および会計監査委員の選任の承認などに関する件
- 7. その他第2条の目的達成に必要な事項
- 第12条 寮生大会の傍聴は、これを原則として認めない。ただし、大会の承認があった場合は、この限りでない。

第5章 寮務委員会

第13条 寮務委員会(以下「委員会」)は、寮の最高執行機関として寮務を統括執行する。

第14条 (委員の構成)

- 1. 委員会は、原則として最大11名とし、以下の役職で構成する。ただし、兼任はこれを妨げない。 役職:委員長、副委員長、書記、会計、厚生、文化、防災、広報
- 2 委員長は、選挙により選出する。自治会の選挙に関する細則は、別に定める。
- 3 副委員長は、委員長が任命し、寮生大会で承認を得て決定する。
- 4 他の委員は、委員長、副委員長の協議により任命する。
- 第15条 (委員の職務) 委員長は、委員会を代表する。また、委員会の会務を統括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長 事故ある時はこれを代行する。その他各委員は、第2条の目的達成を計るべく最大の努力をする。
- 第16条(委員の報酬) 寮務委員は、共益費より役務手当を給付される。金額は下記に定めた通り。
- 1. 委員長 寄宿料+共益費相当分
- 2. 委員長以外の委員 共益費相当分
- 第17条 (寮務会議) 委員会は、下記の諸条件により委員長がこれを召集する。
- 1. 委員長が必要と認めた時
- 2. 全委員の3分の1以上が必要と認めた時
- 第18条 委員会は、その活動に関して、寮内外に対し連帯責任を有する。
- 第19条(委員の任期)委員会は、例年10月1日より発足し、翌年9月末日までを任期とする。委員会委員長、及び副委員長はこの間を任期とする。他の委員に関しては、10月1日から翌3月末日までを第一任期、4月1日から9月末日までを第二任期とし、委員長、副委員長の協議により、各任期において、他の委員を新たに任命する。ただし、再任はこれを妨げない。
- 第20条 委員の罷免に関しては、第16条に基づき委員会を対象とし寮生の3分の1以上の署名必要があるとき、寮生大会を開き 後日全寮生による無記名投票を行い、3分の2以上の賛成があったときに限り成立し委員会は解散する。また、新委員の 選挙は前委員会解散の日より10日以内に行うものとする。ただし、再任はこれを妨げない。
- 第21条 委員会は、寮生大会の承認を得て自主解散することが出来る。
- 第22条 (委員の欠員) 委員会は、これに欠員を生じた時、あるいは、委員会の人員が不足していて第2条の目的達成が困難と 判断した場合、次の事項に従うものとする。
- 1. 委員長の欠員 委員会は解散し、新役員を選出する。
- 2. 副委員長の欠員 委員長が任命し、寮生大会で承認を得る
- 3. 委員の欠員 委員長と副委員長の協議により、欠員のある委員を任命する。
- 4. 罷免、解散または欠員による新委員の任期は、前委員の残存期間とする。
- 5. 委員の補充 委員長と副委員長の協議により、新役員を任命する。この役員の任期は、その委員会の該当任期に従うものとする。
- 第23条 (入寮選考) 委員会は、入寮希望者に対し、九州大学学生委員会の定めた方針に基づき、選考案を作成し管理運営責任者に提出する。
- 2 入寮選考に関する細則は、別にこれを定める。
- 第24条(寮生の懲罰)委員会は、在寮生が九州大学学生寄宿舎規則12条第1項第6号の規定に該当すると認めたとき、また寮 自治会規約及び規定に反すると認めたとき、懲罰を与えることができる。
- 2 懲罰に関する細則は、別にこれを定める。

第6章 階集会

- 第25条 階集会は、各階員の親睦を深め、各階内に生じ、他の階に利害が及ばない問題を処理・解決することを目的とする。
- 第26条 階集会は、各階の階員全員をもって構成し、うち1名(階長)を階役員とし、それによって統括される。
- 第27条 階役員は階員中より互選される。任期は原則として1年とし、4月1日から3月末日までとする。
- 第28条 階集会は、階役員が必要と認めた時、または階員多数から要求があった時、階長が召集しこれを開催する。

第7章 寮生

第29条 寮生は、委員会の傍聴、寮財政の照会ができる。

第8章 会計

- 第30条 会計年度は10月1日より翌年3月末日まで、及び4月1日から9月末日までの二期制とする。
- 第31条 会計の予算編成は、委員会が委員任命の当初に行い、総決算は任期末に行うものとする。

第9章 会計監査委員会

- 第32条 会計監査委員会は、各階1名計5名で構成される。ただし、寮務委員はこれを兼任できない。
- 第33条 会計監査委員会は、会計任期終了までに各階で互選し、寮生大会で承認を受けなければならない。
- 第34条 会計監査委員会は、会計年度末に寮会計の監査を行うものとする。会計監査委員会は、監査結果を7日以内に寮内に 公表しなければならない。

第10章 その他

- 第35条 委員会は、解散後も次期委員会が発足するまでは寮務を代行する義務を有する。
- 第36条 本会規約の改正は、寮生大会において全寮生の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第37条 本会規約の施行に関し必要な細則は、これを別に定める。細則は、委員会が決定し、寮生大会の承認を必要とする。
- 第38条 本規約および細則を改正した場合、委員会はその内容を管理運営責任者に伝達する。

附則

この規約は2013年1月10日より施行する。

改訂

- 2010年6月17日寮生大会改訂承認
- 2011年4月21日寮生大会改訂承認
- 2013年2月21日寮生大会改訂承認
- 2014年1月9日寮生大会改訂承認